今治市告示第　349　号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和８年11月９日

今治市長　徳永　繁樹

１　業務概要

（１）　業務名

今治市市有林Ｊ－クレジットプロジェクト計画書作成業務

（２）　業務目的

本市では、市有林3,295haの内、人工林を主体に2,172haを管理しており、森林の有する生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供等の機能を高度に発揮できるよう、取組を推進している。この森林の多様な機能に着目し、本市における森林のCO2吸収量をカーボンクレジットとして活用することを目指し、プロジェクト計画書を作成するため本業務を実施する。

（３）　業務内容

別紙「今治市市有林Ｊ－クレジットプロジェクト計画書作成業務仕様書」のとおり

（４）　事業期間

契約締結日から令和９年３月31日まで

２　見積限度額

１，８１５，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合は失格とします。

３　実施形式

公募型プロポーザル方式

4　参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」といいます。）とします。

（１）当該業務の実施年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者

（３）本プロポーザルの公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者

（４）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。

（５）今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第２条第１号から第３号までの規定に該当しない者

（６）Ｊ－クレジット制度を熟知するとともに、森林管理プロジェクトの登録、Ｊ－クレジット認証申請事務、J－クレジット販売等事務の経験を有する者。なお、実施中のものも含む。

5　担当部署

今治市役所 産業部 産業政策局 農林水産課

〒794-8511　愛媛県今治市別宮町一丁目４番地１

TEL：0898-36-1542

FAX：0898-32-5266

E-MAIL：nousui@imabari-city.jp

6　評価項目及び評価基準

別紙のとおり

7　実施要領等の配布

（1）配布期間

令和８年11月９日(月)から令和８年11月20日(金)午後５時15分まで

（2）配布場所及び方法

今治市農林水産課ホームページよりダウンロードしてください。

https://www.city.imabari.ehime.jp/nourin

8　参加表明

（1）提出期間

令和８年 11 月９日(月)から令和８年 11 月 20 日(金)午後５時 15 分まで

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前８時 30 分から午後５時 15 分まで

（2）提出場所

前記５「担当部署」

（3）提出書類

ア　参加表明書（様式第１号）

イ　会社概要（様式第２号）

ウ　実績調書（様式第３号）

（4）提出部数

１部

（5）提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達の記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。）により提出するものとします。

（6）参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加表明書等により、前記４「参加資格要件」を満たしているかについて審査し、その結果を参加資格審査結果通知書により令和８年11月25日（水）までに通知します。

9　企画提案書の提出

（1）　提出期間

令和８年11月27日(金)から令和８年12月11日(金)午後５時15分まで(必着)

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、

午前８時 30 分から午後５時 15 分まで

（２） 提出場所

前記５「担当部署」

（３） 提出書類

ア　企画提案書提出届（様式第５号）

イ　企画提案書（任意様式）

ウ　参考見積書（様式第６号）

（４） 企画提案書作成要領

ア　企画提案書は A4 版で作成し、10 ページ以内にまとめてください。フォントサイズは 10.5 ポイント以上とすること。

イ　仕様書に沿って企画提案を作成してください。

ウ　企画提案書は、できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成してください。

エ　仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が本市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行ってください。

（５） 提出部数

ア　正本１部

イ　副本８部

（６） 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送により提出してください。

（７） 留意事項

ア　基本事項

プロポーザルは業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではありません。

イ　提出書類の取扱い

（ア） 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。

（イ） 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。

（ウ） 企画提案書の提出は１者につき１案とします。

ウ　特許権等の使用

第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利の対象となっている方法を使用するときは、参加者がその費用負担及び使用交渉の一切

を行わなければなりません。

エ　著作権

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用することができるものとします。

10　選定方法

選定は、今治市市有林Ｊ－クレジットプロジェクト計画書作成業務プロポーザル選定委員会が行い、前記６「評価項目及び評価基準」により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」といいます。）を選定します。

（１）　第１次審査（書類審査）

ア　日時

令和８年 12 月 15 日（火）

イ　評価、選定方法

提出された企画提案書を評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た参加者を選定します。ただし、プロポーザルの参加者が少数である場合など市が適当と判断したときは、第１次審査を省略し、第２次審査において書類審査及びプレゼンテーション又はヒアリング（以下「プレゼンテーション等」といいます。）による選定を実施することがあります。

（２）　第２次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

ア　日時

令和８年 12 月 23 日（水）

イ　実施方法

・プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分、合計 30 分を目安とします。

・プレゼンテーションは非公開とします。

・プレゼンテーションの実施にあたり、電子機器を使用して行うことは可とします。なお、必要機材のうち、スクリーン、プロジェクター、接続ケーブル、延長ケーブルは発注者が用意し、その他パソコン等は提案者が各自用意することとします。

・プレゼンテーションは事前に提出した書類のみで行い、プレゼンテーションを実施する際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を提出することはできません。

・プレゼンテーションの参加者は３名までとします。
・プレゼンテーション当日に事前の連絡がなく、指定された場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなします。

ウ　評価、選定方法

第１次審査により選定された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション等を実施し、前記６「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーション等の内容で加算点を追加し、得点の高い順に順位を付けます。最高得点を挙げた参加者が２人以上いる場合は、評価項目（２）企画提案力の実施方針の評価の高い方の参加者を上位とし、なお、それらが複数いる場合は、提案見積価格が低い方の参加者を上位とします。なお、プレゼンテーション等の実施内容の詳細については、後日連絡します。

（３）参加者が１者の場合は、今治市市有林Ｊ－クレジットプロジェクト計画書作成業務プロポーザル選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定します。

（４）全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとします。

11　選定結果

（１）第１次審査

選定結果を書面により通知します。なお、選定された者のみ、選定結果及びヒアリング等を実施する旨を、電子メールにより通知します。

（２）第２次審査

選定結果を電子メールにより第２次審査の参加者全員に通知します。

12　失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

（１）　参加資格要件を満たしていない場合

（２）　提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）　実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

（４）　参考見積書の金額が見積限度額を超えた場合

（５）　企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権

その他の排他的権利を侵害した場合

（６） プロポーザル選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

（７） 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

（８） その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

13　その他

（１） 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を今治市に請求することはできません。

（２） 契約書については、提示した契約書（案）により作成します。